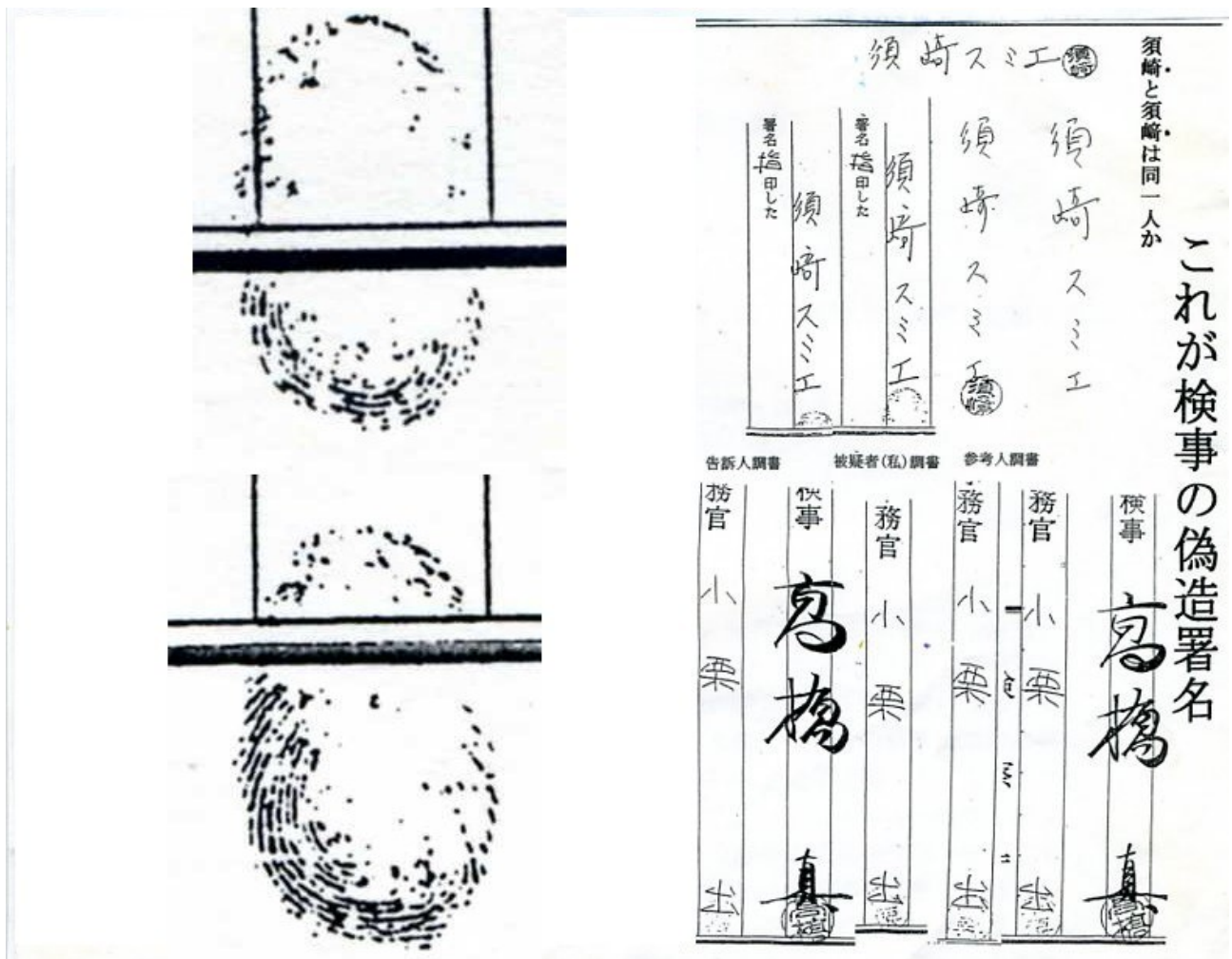


刑事司法においては、客観的な証拠（特に、物証）に関しては、それが領置や差押えされた時点の物そのものであって、**捜査機関に加工される事態は想定していない。**

空き巣などの常習犯は指紋の渦の中心を残さないよう細心の注意を払う 指紋の渦の中心が指紋識別の要となる

須崎検面調書二通の署名偽造をした 器用な高橋真検事は指の外郭で擦し印した 素人には難しい手口である

須崎の員面調書(警察調書)は証拠提出されていない、本人名字と違う漢字で偽造署名をした。そして高橋検察官は自分の指印を押した、検事面前調書はほぼ無条件で証拠能力を有して、判決の基礎となる、偽造できる証拠では 検察はいつでも勝てる。



■再審請求却下4回 これも凄い・・・法廷で採取した指紋を他の者の指紋と入れ替えるという行為の重大性・・・

私の本当の検面調書は副検事が口述し、当時25歳位の事務官が書き取ったのです。しかし、裁判で出てきた調書の筆跡は素人の私が見ても副検事の跡です。もう一つの鑑定は、私の指紋と調書の指紋が完全に符合したという指紋鑑定結果でした。しかし、後述するように、一致していませんでした。事実は検事が調書を捏造し、自分で指印したのです。この調書に押ししてある指紋は私のものではないのです。

My case is the problem with the social system.

事故の公表、撮影された、注射の瞬間の生々しい映像が英国BBCを中心として世界に放映された、ということも含め、情報開示の動きは旧ソ連時代では起こり得ないことです。そういう意味では随分開かれたと言えます。

It is impossible to inject to the mother of a Kursk submariner without any command.

果たして私のケースではどうなるであろう。

国の問題として捉えるであろうか。

私の銀行口座の差押請求した奈良地方検察庁検察官検事 岩橋廣明は、私の抗議に対し「**上からの命令**」だと言った。

「上」とは誰だったんだろう。

「国賠がある」、と岩橋次席検事はいとも簡単に言った。

冗談じゃない。

これにも気の遠くなる手続きが要る。

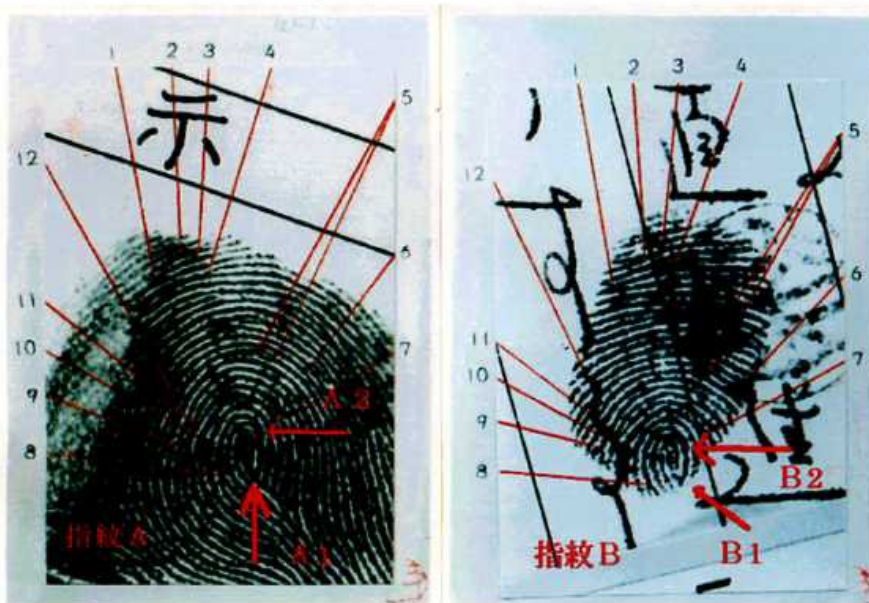
それよりも口頭で告訴をされたのに何故捜査しない。

調書を取らない。

何の為パッチを付けているのだ。

虚偽鑑定に同意した検察はその代償を払わねばならない。

犯罪に加担した、いや正しくはさせたのだから。



指紋Aは員面調書(警察官作成調書に押されている調書

指紋Bは検面調書(検察官作成調書)に押されている調書

この指紋の画像は、大阪府警察本部刑事部鑑識課 指紋鑑定官 事務吏員 中田茂雄が作成し、裁判所に提出した指紋鑑定書に添付されたものを謄写したものです。

臭い飯を食ったことのある空き巣狙いは、「せんちむし」と呼ばれている、「のびあと」、つまり、「忍びの跡 犯行の痕跡」指紋の渦の中心を残さないよう細心の注意を払う。

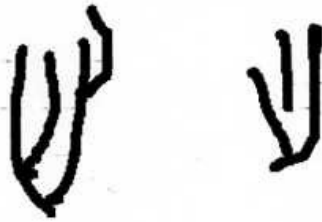
指紋の渦の中心が指紋識別の要になっているのです。

指紋が同じか違うか一番分りやすいのでしょう。

下が「せんちむし 指紋の渦の中心部」です。
中田指紋鑑定人が腐心したのはここから私の目を逸らすことでした。

指紋 A

指紋 B



これは指紋の渦の中心部で

す。

There is a clear difference between two fingerprints' especially in the center part of the fingerprint.

They do know this.

Japanese prisoner call the center of the fingerprint 「Senchimushi」.

「Senchimushi」 is a maggot.

小池副検事は間抜けですね。

調書に押してある指紋はせんち虫が捕まえられないよう二度押ししてありました。

しかし、しかしです。

たった一つですが鮮明な指紋を書き変えた調書に残してしまったのです。

天網恢々疎にして漏らさず、とはこのことでしょう。

ここにたどり着くのに何年も掛かりましたが、専門家、司法当局者なら当然知っていたことだし、知らないとは言えません。

その意味で高検、最高検が自浄作用を発揮せず、裁判所に控訴、上告棄却を申し出たのは、主権が存する国民への重大な逆行行為です。

裁判官もその責任は免れません。

私は様々な方法で目に見える形で訴えました。

同じか否かの判別に専門的知識は要りません。

要は形状が同じか否かを見分ける能力があるかどうかです。

国家反逆罪なるものがあるかどうかは知りませんが、我が国の「官」によるあらゆる意味でのおごりを防止する、主権者に対する「国会議員を含む、公務に関かわる者の主権者に対する特別背任反逆罪」ともいべき法律の創設が議員立法でされねばなりません。

それと、取り敢えずは裁判官も含めた関係者の国会証人喚問です。

裁判官と雖も、国民への逆行行為に対する聖域は無い、法の不備を補う、悪いことをした者への当然とられねばならない措置です。

田島俊一著、銀河書房刊「科学捜査の旗の下に 法科学事始め」という本に法科学についての紹介がある。

ここに書かれている内容は今日現在でも司法関係者に対する警句として十分通用します。

それほど進歩がないというか、旧態依然としているということです。

同書によれば、著者は大正10年生まれで、昭和18年長岡高工 現新潟大学工学部卒業、同年海軍飛行科予備学生に、昭和25年長野県警鑑識課勤務に採用された。

後、初代長野県警科学捜査研究所長になられている。

昭和18年に高工を出られたとは大したものだ。

刑事たちは、さらに入念に捜査を続け、近隣の質屋をしらみつぶしにあたった。すると・・・ある質屋で、指紋の照合が出来る指紋が見つかった！！ 犯人の押した指印が不鮮明だったため、店主は2度もやり直しをさせていた。

犯人のはっきりとした指紋が手に入った！ そして指紋を照合した結果、警察はある人物を逮捕した。

